

## 第5節 緊急輸送体制の整備

本町及び関係機関は、災害発生時に消火、救助、救急並びに緊急物資の供給を迅速、的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

### 第1 陸上輸送体制の整備

#### 1 緊急交通路の選定

大阪府、泉大津警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

##### (1) 広域緊急交通路（大阪府選定）[ 国道26号、大阪臨海線 ]

ア 府県間を連絡する主要な道路

イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路

ウ 市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

##### (2) 地域緊急交通路

広域緊急交通路と災害用臨時ヘリポート、忠岡町災害医療センター、災害医療協力病院、避難所などを連絡する道路を地域緊急交通路として選定する。

#### 2 緊急交通路の整備

緊急交通路の管理者は、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急交通路の整備を図る。

#### 3 震災時の応急点検体制の整備

緊急交通路の管理者は、平常時からその安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

#### 4 緊急交通路の周知

本町、大阪府、泉大津警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

### 第2 航空輸送体制の整備

本町は、陸上輸送が途絶した場合に備えた空のアクセスを確保し、災害時の救護・救助活動、緊急物資の輸送等を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの選定を行う。

（災害時用臨時ヘリポートの選定状況）

忠岡町民運動場、忠岡町民第2運動場、大津川河川公園

### 第3 水上輸送体制の整備

大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として、水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。

### 第4 輸送手段の確保体制

本町は、陸上輸送などの輸送手段を確保するための体制や、震災時における運用の手段を整備する。

#### 1 車両などの把握

本町は、緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画し、緊急通行車両として使用する車両については、大阪府公安委員会(泉大津警察署)に事前届出の申請手続きを行い、事前届出済証の交付を受けておく。

#### 2 調達体制の整備

本町は、輸送能力を補完するため、民間事業者との連携に努める。

### 第5 交通規制・管理体制の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。